

平成20年

第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成20年7月16日

ノボテル札幌

2階 コンベンションホール「ソレイユ」

平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成20年7月16日（水曜）午後1時00分開会

出席議員（24名）

1 西川 将人	2 渡辺 孝一
3 石崎 大輔	4 高橋 正夫
5 清水 雅人	7 中橋 友子
8 大場 博義	10 伊東 良孝
12 佐藤 節雄	13 細川 昭広
15 牧野 勝頼	16 成瀬 勝弘
19 谷口 徹	20 板谷 利雄
22 藤原 勝子	24 仲田 駿介
25 山田 勝麿	26 田苅子 進
27 脇本 哲也	28 北川 健司
29 大竹 秀文	30 畑瀬 幸二
31 竹田 和雄	32 中島 滋

欠席議員（6名）

6 野尻 清	9 西尾 正範
14 武田 勇美	17 上田 文雄
18 藤倉 肇	21 佐古 一夫

説明のため出席した者

広域連合長	大場 脩
代表監査委員	野 昭夫
広域連合事務局長	瀬川 誠
広域連合事務局次長	齋藤 昇
広域連合事務局次長	進藤 理
広域連合事務局調整担当課長	佐藤 哲司
広域連合事務局総務班長	本間 千晶
広域連合事務局企画班長	古郡 修
広域連合事務局資格管理班長	渡邊 哲生
広域連合事務局医療給付班長	高本 典靖
広域連合事務局電算システム班長	倉沢 忠

広域連合事務局電算システム班

ネットワーク担当係長

澤 口 岳

広域連合会計管理者

森 司

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 藤 哲 司

議会事務局次長 古 郡 修

議会事務局書記 白 潟 真 弓

議会事務局書記 渡 辺 公 嗣

議会事務局書記 及 川 啓 明

議会事務局書記 三 浦 純 哉

議会事務局書記 赤 松 拓 也

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例案

日程第5 議案第12号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補
正予算（第1号）

日程第6 議案第13号 平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療会計補正予算（第1号）

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（畑瀬幸二） これより、平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は23名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畑瀬幸二） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、谷口徹議員、中橋友子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（畑瀬幸二） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（畑瀬幸二） 日程第3 諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤哲司） 御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定によりまず説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

なお、本日の会議に渡辺孝一議員から遅刻する旨の、上田文雄議員、佐古一夫議員、武田勇美議員、西尾正範議員、野尻清議員、藤倉肇議員から欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

◎日程第4 議案第11号～日程第6 議案第13号

○議長（畑瀬幸二） 日程第4から第6 議案第11号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第13号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。

議案第11号から議案第13号について、提案理由の説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程をいただきました議案3件につきまして、提案の趣旨と概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第11号は、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

国においては、本年4月からの制度の施行状況を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため、高齢者の皆様の置かれている状況に十分配慮し、去る6月12日に、保険料の軽減対策を始めとした新たな特別対策を決定したところでございます。

今回の条例改正は、この特別対策のうち、平成20年度における所得の少ない世帯にかかわる保険料の軽減措置を講ずるためのものでございます。

改正の内容ですが、まず1点目は所得割の軽減でありまして、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、年金収入で申し上げますと、年額211万円以下の世帯の被保険者にかかわる所得割額について、一律50パーセント軽減するものでございます。

2点目は、被保険者均等割の軽減であります。

これは、被保険者均等割額が7割軽減となる世帯、年金収入で申し上げますと年額168万円以下の世帯の被保険者の被保険者均等割額の軽減割合を8.5割に拡大するものでございます。

なお、この場合、本年度の保険料の確定に伴い、被保険者均等割額のみを負担する方に保険料の追加徴収が発生しないよう、軽減後の被保険者均等割額は、本年度の保険料の特別徴収にかかわる仮徴収額と同額となるように設定するものでございます。

3点目は、以上の両方の軽減措置の適用を受ける被保険者に対する保険料の減免の特例でございます。

被保険者均等割額が7割軽減されている世帯で、かつ所得割額がある世帯、年金収入で申し上げますと、年額153万円を超え168万円以下の世帯の被保険者について、以上の二つの特別軽減を行った後の保険料額が、その方の本年度における保険料の特別徴収にかかわる仮徴収額を上回る場合となる場合は、その上回る額が500円未満の場合に限り、追加徴収に要する事務負担や経費を考慮し、これを職権で免除することにするものでございます。

また、保険料について特別徴収ではなく納付書等で納めていただくことになっている方についても、均衡上、同様の減免措置を講ずることにしております。

以上の一連の措置により、被保険者均等割額が7割軽減されている世帯の被保険者で、本年度、保険料の特別徴収をされている方の保険料額は、計算基礎となる収入が相当程度増となるようなケースを除きまして、原則として8月までの保険料の特別徴収額と同額となり、以後保険料は納める必要がなくなるものでございます。

なお、今回の条例改正は、本年度分の保険料にかかわる特別軽減措置でありまして、国が示している来年度以降の保険料の特別軽減対策にかかわる条例改正については、今後の議会において提案させていただく予定でございます。

次に、議案第12号及び議案第13号の各会計補正予算について御説明いたします。

これらは、ただいま申し上げました条例の改正に伴い、所要の経費の追加等を行うもの

でございます。

まず、議案第12号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,000万円を追加するものであります。

内容であります。まず歳出の2款総務費の総務管理費1,090万9,000円の追加は、今回の国の新たな特別対策の実施に伴い、広域連合において被保険者の皆様等へ周知するための新聞広告等の広報経費として1,000万円を追加するほか、一般会計所管の総務・企画部門の職員14人分の時間外勤務手当として90万9,000円を追加するものでございます。

次に、歳出の4款諸支出金のうち2項市町村支出金8,000万円の追加は、今回の国の特別対策の実施に伴い、各市町村が行う被保険者等への広報業務に対し補助を行うためのものであります。

これらに要する財源であります。まず広報関係経費につきましては、国から新たに交付が見込まれる特別調整交付金9,000万円を後期高齢者医療会計において収入し、これを一般会計に繰り入れることで対応することにしております。

また、職員の時間外勤務手当につきましては、後期高齢者医療会計における業務委託経費の減を見込み、これにより同会計に対する繰出金を減とすることで対応することにしております。

次に、議案第13号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,909万1,000円を追加するものでございます。

内容であります。まず、歳出の1款後期高齢者医療費の一般管理費90万9,000円の減額は、国の特別対策実施に伴い、後期高齢者医療会計所管の業務部門22人分の時間外勤務手当として1,613万1,000円を増額するとともに、これら業務部門と先ほど申し上げました一般会計所管の総務・企画部門の職員の時間外勤務手当の追加分の財源を確保するため、業務委託経費のうち減が見込まれる被用者保険の被扶養者にかかわる情報提供業務委託料の一部、1,704万円を減額するものでございます。

次に、歳出の4款諸支出金、一般会計繰出金9,000万円の追加は、特別対策の実施に伴う市町村と広域連合の広報経費について一般会計に繰り出すものであり、この財源としては国からの特別調整交付金をもって充てるものでございます。

このほか、今回の条例改正に伴い、歳入の1款市町村支出金のうち保険料等負担金について、22億8,201万5,000円を減額し、この減額分を補てんするため、国の特別調整交付金を追加することにしております。

以上で、ただいま御上程いただきました各議案についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これより、議案第11号から議案第13号までに対する一括質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 それでは、質疑を行わせていただきます。

議案第11号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例案であります。附則の第9条、平成20年度における所得の少ない者にかかわる所得割額の減額の特例と附則第10条被保険者均等割の減額の特例について、お尋ねをするものであります。

今回の提案は、低所得者に対して負担の軽減に資するという目的で提案されておりますが、これをもってしてもなお軽減の対象から外されるという重大な問題が含まれております。具体的な例2点を挙げましてお伺いいたします。

その1点目、まず最初に、実態についてお伺いをしたいと思います。

保険料の仮算定が行われました今年1月におきまして、保険料の軽減対象者の見込みにつきましては、7割軽減が27万人、5割軽減が1万5,000人、2割軽減が4万人と示されておりました。また、軽減総額は89億円と聞いております。この現状どおりの結果になっているのかどうか、伺うものです。

また、今回の条例改正によりまして、均等割については8.5割と所得割50パーセントの軽減の対象はそれぞれ何人何パーセントになるのか、総額で幾らと試算されているのか、お伺いするものであります。

次、2点目であります。平成20年度は飽くまでも経過措置として示されております。21年度において、世帯全員の年金収入80万円以下の均等割軽減額が9割とされておりますが、それは何人何パーセントと見られているのか。また、所得割50パーセント軽減も同じように何人何パーセントと見られているのか。全体で何人が軽減され、加入者全体の何パーセントを占めるようになるのか、金額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

次、2点目であります。低所得者対象ということですが、対象外の問題について触れたいと思います。

具体的に3点を申し上げます。

1点目、今回の軽減対策の均等割特例であります。例えば同居している子供が世帯主であり、その子供が33万円を超える所得がある場合には、75歳以上の低所得者の方も7割軽減の対象にはなりません。例えば母親が無年金、息子が給与収入100万円という場合は、この息子の給与所得は35万円以上になるために7割軽減にはならず、5割軽減となってしまいます。よって今回の8.5割軽減対策からは除外されてしまいます。このような現状についてどのように認識されているのか、見解を求めます。

同じく附則の第10条であります。均等割額のこれも軽減であります。夫婦世帯の場合に、例えば妻は年収50万円しかなくとも、夫の収入が90万円であれば、夫婦ともにこの均等割の軽減対策の拡大の対象とはなりません。夫婦とも均等割の軽減対象にならないということは余りにも不合理であると考え、不十分ではないかと思っております。見解を伺います。

3点目は、均等割の特例について、75歳以上の夫婦で夫の年金収入が168万円以上の場合は、妻も7割軽減の対象にはなり得ません。妻自身の年金収入がかなり少ない場合、つまり7割軽減にならないということは、8.5割の軽減の対象になっていかないことでもありますから、これらについても善処すべきものと考えます。これらについてもお伺いすると同時に、こういった軽減対策の周知の徹底の在り方についても同時にお尋ねしたいと思っております。

3点目は、個別減免についてであります。

政府・与党は今回の対策で、このような状況をもってしても支払えない事情がある方に

については、個別減免も含めて対応するとしています。そして、これに関連しては広域連合における個別減免を行うことも呼び掛けております。今回の条例提案では個別減免の提案については見えておりません。例えば医療費の自己負担が毎月多額にかさみ、保険料支払に困難を来している場合など、独自減免も検討する用意がありと、そのように考えていてよいのでしょうか。札幌市の国保の場合などについて、これまでも同じような減免の対策をとる必要があると求めてきておりましたが、これ並みの対応をされていくと考えてよいのでしょうか、伺います。

最後であります。高齢者、国民の願いの反映を求めるものでありますが、高齢者、国民はこの制度に対する強い要望は、年齢による医療差別をやめてほしい。「75歳以上の高齢者の特性に見合ったふさわしい医療の提供」の名による差別診療をやめてほしいというものであります。また、年金からの保険料天引きもやめてほしい。これらを通して制度の廃止をもと認識しています。各地の医師会も、この制度は医師の尊厳や患者の尊厳を踏みにじるものであり中止すべきと表明しています。今回の手直しが行われ、負担軽減が行われましたが、国保に比べて全体では5パーセント程度の高齢者しか軽減に至らず、高齢者の思いにはほど遠い見直しであると思います。

こういった高齢者、国民の願いにこたえ、命と暮らしを守るための広域連合長としての今後に向けてのどのような取組と努力をされるのか、併せてお伺いするものであります。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 中橋議員の御質問のうち、最後の制度運営に向けた今後の対応につきましては、私からお答えをさせていただきます。他の部分につきましては、事務局長、事務局次長から、それぞれ答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、様々な意見があることは承知をいたしておりますが、この制度は従前の老人保健制度が立ち行かなくなることの懸念の中で、これまで国などにおいて様々な議論が行われた結果、国民皆保険制度を堅持しつつ、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするため、創設をされたと認識をいたしております。

この制度の実施に当たりましては、今回の特別対策を含め、これまでも必要な見直しが行われてきたところではありますが、私といたしましては、医療保険制度が将来にわたって安定的に運営され、高齢者の方々が安心して医療を受けられることが何よりも重要であると考えておりますので、今後とも社会情勢の変化に応じ適切な改善がなされるよう、広域連合といたしましても各市町村と連携し、見直しに向けた要望を行うなど、この制度の円滑な運営が図られるよう万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（畑瀬幸二） 続いて、事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、私のほうからは、低所得者でも軽減の対象外になる場合があるのではないかという御質疑、それと個別減免に関する御質疑について御答弁申し

上げます。

まず、所得割や均等割の特例軽減の適用対象外になるというものとして、中橋議員から挙げられた三つの例についての見解でございますが、軽減判定は世帯の所得が基準になるということに今回は変更がございませんので、これら三つの事例いずれにつきましても現状では軽減には該当しないところでございます。

保険料が個人単位で賦課されているにもかかわらず、その軽減判定を世帯単位で行うということにつきましては、多くの市町村あるいは被保険者の皆様から見直しを求める意見が出されているところでございまして、制度を複雑で分かりにくくしている要因の一つでもあるというふうに私どもは考えているところでございます。こうした声を受けまして、国におきましても、この点については来年度に向けての検討課題としておりますので、私どもとしては今後の国の対応を注視をしてまいりたいと存じます。あわせて、本広域連合としても今後の改善要望等について、市町村の意見も聴きながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、周知方法についてでございますが、新聞広告などのほか、今後送付を予定しております保険料の確定通知あるいは賦課の変更通知、そういった中にチラシなどを同封をしてお知らせをしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、国の特別対策で示されました個別減免についてでございます。

これにつきましては、今のところはこの、国の特別対策で示された個別減免は、私どもの減免基準の見直しまで要請をするというところまでではないとは思ってはおりますが、まだその内容が今の段階では明らかになっていない部分が多いものですから、今後、国あるいは他の広域連合の動きを見極めながら、対応は検討していきたいというふうに考えております。

なお、本広域連合の現在の保険料の減免につきましては、札幌市の国民健康保険の減免要件と違いはございません。

また、今回の国の特別対策の個別減免には含まれておりませんが、医療費の一部負担金の減免についても、札幌市の国民健康保険における減免要件と大きな違いはございませんし、従来の老人保健制度における減免と同様の内容というふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 続いて、業務担当次長。

○事務局次長（進藤理） 私からは、軽減対象の見込み数等について御答弁させていただきます。

まず、平成20年度の軽減対象の見込みについてですが、6月30日時点での7割軽減対象者は24万6,889人、5割軽減対象者は1万3,720人、2割軽減対象者は3万8,361人となっており、合計の軽減額は約80億7,000万円となります。

なお、そのほかに被用者保険の被扶養者であった方が6万4,683人、軽減額が約26億4,000万円であります。

また、6月30日時点で今回の軽減特例による均等割8.5割軽減対象者は、現状の7割軽

減の対象者が該当することとなることから、同数の24万6,889人、所得割50パーセント軽減の対象者は4万9,892人となり、合計で28万7,857人、対象者の割合としては、それぞれ39.3パーセント、7.9パーセントで、合計で45.8パーセントの対象者が該当します。

なお、合計の軽減額は約97億3,000万円となります。

次に、平成21年度における軽減の対象者などにつきましては、現段階においては試算を行っておりませんが、来年度予算に向け、試算の方法を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 軽減については分かりました。ただ、最初の見込みよりはやはり現実のほうが少なかったのですね。そういう現状が分かりました。

それで、今回の軽減対策の柱としては、飽くまでも平成21年度からの本格実施に向けての一つは経過措置という形での提案と理解しております。すなわち今年のやり方の流れで来年そのままのように、調整はあるとは思いますが、本実施になっていくというところでもあります。

私どもが一番心配するのは財源の問題であります。ここでは今年度につきましては国の責任を持ってこの財源に充てると、国が責任を持って出すということを行っていると思うのですが、そのことは是非確認をさせてください。

それと同時に、この次からについては不透明だということも聞いております。したがって、保険料の改定は2年に一度やられるわけですから、この2年間でどのように動いていくかということが、やはり先々に見通しを持って進めていくということが大事だと思います。そうなってきますと、当然今の時点でも来年の予算に向けての働きかけ、これも必要になってくると思います。この制度導入によって、恐らく2,000億円を超える国のこれまでの老人保健の拠出金の金額が減っているということも聞いておりますので、その点も踏まえてどのように取り組まれるか、伺うものであります。

それと次、2点目の軽減対策の実態であります。低所得者に対する軽減でありますから、北海道の63万人の中の年金の低い方たちが、いろんな形はあっても救われるということを期待をしていたわけでありまして。しかし、現実には先ほど申し上げたような形で、その軽減策から漏れてしまうという例がたくさん生まれてきています。これはやはり制度としては条例として出されていますが、十分なものとは言えません。この根幹にあるのは、今、事務局長がお答えいただきましたように、保険料は個人単位だけれども、軽減が世帯単位に帰すると思います。ここを変えない限り、国が出してきた低所得者の軽減に資すると何度言っても救われないというところは変えることができません。

ですから、このところの取組はまだまだ国の検討課題ということではありますが、改めて問題として指摘しておきたいと思っております。

それと、もう一点は、先ほどの財源のことにも触れていくのですが、結局今回に限って国が補てんするというので、もしそうでなくなった場合、同じような軽減措置が続いたとしても、今度は医療費の抑制か、あるいは他の保険料の引上げか、どちらかになる仕組

みになっています。この点は絶対避けなければならないことと考えますので、その点についても伺いたいと思います。

3点目の個別減免についてであります。お答えの中では具体的には今回示されなかったということと、それから広域連合の一部軽減の条例は札幌市と条例の中身は変わらないのですよという御答弁でありましたけれども、実際には具体的に比較をしてみますと、対象は変わってきています。札幌と同じではありません。

例えば広域連合の一部減免の規定は飽くまでも世帯主ということになっています。世帯主に特別な状況が起きた場合、所得が低かった、あるいは病気になって長期入院したとかというふうになっていますが、広域連合のほうは世帯主ですが、札幌市はその家族まで含まれております。実際にこれを運用するとなると相当な違いが出てくると思います。せっかく国が、せっかくといいますか、個別の対策を広域連合に求めるということで、今回軽減の条例とセットにして出されてきているわけですから、その点でも検討する必要はあったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 答弁は自席でさせていただきます。

まず1点目、21年度に向けてのお話でございました。20年度につきましては今回御提案をさせていただきましたように、国が特別調整交付金で措置をするということで、国から言われているところでございます。ただ、21年度以降の軽減分についての補てんにつきましては、国からまだ具体的なものは示されているところではございません。不明でございます。

ただ、私どもとしては、これについては国が責任を持って措置をするという政府・与党の決定がございますので、そういった形でいわゆる補てん分は全額国が補てんしていただけるものと思っておりますし、その分につきましては必要な要望等は関係機関と併せて行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目、医療費の増大に伴って保険料が上がっていくというようなことについてでございましたけれども、ここの骨格につきましては保険料というのは医療費に応じて変化をしていくということについての骨格、ここは変わってございませんので、今後の動きにもよりますが、その部分についてはやむを得ないといいますか、制度的にはそういうふうになっているというところでございます。

それからもう一点、個別減免のお話でございましたが、議員のお話は多分一部負担金の減免についてだと思っております。一部負担金の減免につきましては、実は法律上保険料の減免とは、何と申しますか、取扱いが若干異なっておりまして、具体的に申し上げますと、私どもの高齢者の医療の確保に関する法律69条のところで、一部負担金については対象要件がかなり詳細に厚生労働省令で定める形で限定をされておりまして、厚生労働省令で細かく規定をされているところでございます。私どもは、これを受けた形で一部負担金の減免基準を作成させていただいているところでございまして、ここについてはこれ以上

対象を広げるといのはなかなか難しいというところでございます。

国民健康保険のほうは国民健康保険のほうで、そういった対象要件の通知等が別途ございまして、そのこの大もとの法律、制度の中で若干の違いが出ているというようなふうに聞いているところでございまして、そこは制度の違いということでやむを得ない部分があるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 この制度がスタートいたしまして、4月からですからちょうど3か月です。この時点で見直しをしなければならなくなったという状況にこの制度の問題点、難しさがもう表れているというふうに思うのです。

それで、私はこういうふうな軽減策が出た以上はやはり道民のみんなにその対象となるといいますか、低所得者全体にきちっとその制度の中身が生きる形にしていくことが大事だということでお尋ねをしているわけですが、残念ながらそうはなっておりません。そのところは今後にゆだねていきたいと思うのですが、もう一点お尋ねするのはこれらの問題の周知の方法であります。

ただいま、事務局長のお答えでは、周知に当たっては既にマスコミを通しての周知ですとかされておりますが、実際に4月の時点でもそうでしたし、それから年金天引きが始まった時点でもそうでしたし、当事者が一番混乱をする。高齢者自身が内容が分からない、状況が分からないということで、たくさん問題が生まれておりました。

今回この時期に、更にこういった軽減がされて、その中身が恐らくこの後本人のところに通知が行かれると思うのですが、今ちょうど介護保険の仮徴収から本徴収の改定の時期にも重なりまして、たくさん書類が75歳以上の方たちに一度に渡っていくような状況になっております。それが個別的な指導がされない、説明がされない、なかなか理解に苦しむだろうというふうに推察します。

この中に特に問題になるのは、普通徴収を望む方は申請という形をとらないと普通徴収にいかないという、今回のこの条例には直接出てきておりませんが、そういうことも含まれております。そうしますと、個別の徹底した周知を求め、そして申請が上がるような仕組みを連合としても考えて指導をし、市町村と連携してやっていくということ抜きに、今回の軽減策、改定が、見直しが生かされないと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 周知についての御質問でございます。今回の特別対策、保険料の軽減、先ほどもちょっと申し上げましたが、保険料の軽減という従来から難しい、複雑だと言われていた部分、そのこのまた改正でございまして、やや説明するにも私どもも非常に難しい部分はございます。したがって、チラシ等でできるだけ分かりやすいような形でお知らせはいたしますが、それでもなお分からないという方は相当数いらっしゃるのか

なというふうに思っております。

したがって、私どもといたしましては、市町村とも一緒になりまして、そういった場合に備えた相談体制、今回、国のほうでもそういった相談につきましては所要の補助をしていただいて、そういう拡充をするという特別扱いにもなっておりますので、そういう相談体制をきっちりとして、個別の御相談に丁寧に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 滝川市議会議員、日本共産党所属の清水雅人であります。通告に従いまして質疑をいたします。

私は、議案第13号2008年度医療会計補正予算案、この部分につきまして通告をしております。中橋議員と重複した部分につきましては、割愛をしながら質問を行ってまいりたいと思います。

まず第1点目、歳出についてですが、時間外手当。当初予算額1,860万円、これに対して1,623万円の増額補正です。4月から6月までの時間外手当の実績について伺います。金額や人数、一人当たりの平均金額、一人当たりの平均時間数、また一人当たりの最高時間数などで伺います。

次に、7月以降の時間外手当予想についても伺います。

次は、昨年来、参議院選後の応急措置に続いて今回の特別対策がとられたことは、元厚生労働省の担当部長であった堤修三教授が述べるように、本制度の持つ設計自体に無理があったことを示しています。今回の補正で時間外手当が足りるのかどうか、私は非常に厳しいというふうに感じております。仮に不足する場合、目間流用、予備費、次年度繰上げ充用、決算議会での補正、また予算議会時での補正等方法がありますが、今回の補正予算でこれらの方法をとらずに年度末まで行けるのかどうか、伺いたいと思います。

次に、サービス残業はあってはならないというふうに考えます。現在、残業の実態としては、公務員はタイムカードを使っていないということもあり、どのような管理実態になっているのか。また、自宅への持ち帰りなどサービス残業につながるようなことはないのか、あるいはないか確認してよいのか、伺います。

また、時間外手当の対象にならない管理職の皆さんも大変厳しい日々を、仕事を抱えられています。そういう中で、管理職の時間外就労実態についても伺いたします。

次に、こういった時間外労働の多さというのは、政府が進める特別対策、相次ぐ改正ということが原因とする過密スケジュールというふうに考えますが、これらのスケジュールに無理があるということは歴然としていると思います。制度開始前からこの過密スケジュールは続いており、更なる過密スケジュールというのは容認できないというふうに考えています。しかも、来年度の本格的な軽減策に向けても、また更なる過密スケジュールが想定されると。こういう中で、国の政策が長期的な見通しを持たずに国民からも受け入れられない、こういうことの証明なのではないかというふうに考えますが、お考えを伺います。

次に、来年度からの制度変更に向けた作業についてですが、6月26日、全国広域連合事

務局長会議で示された政府・与党決定、これは6月12日に発表されておりますが、来年度からの制度改定にはまだ多くの検討課題があるとされています。今年度の後半に更なる過密スケジュールと混乱が出るようでは、制度自体の信頼性に大きくかかわると思います。制度改正の周知を含め早期の政府決定が必要と思われませんが、昨年度はもう2月まで決まらないで、市町村や広域連合が本当に時間との戦いを強いられたと。こういう点で来年度に向けて、政府にはいつまでに決定をしていただかなければならないというふうに考えるのか、伺います。

特別調整交付金については、内訳が中橋議員に対する答弁で示されました。1点目は割愛をいたします。

次に、歳入にかかわってということで質疑をしておりますが、そもそもこの特別対策がどうして必要になったのかと考えると、国民の批判がすさまじいものだったと。そういう中でこの対策がとられたわけですが、それではその批判の中身として、これまで入っていた医療保険制度よりも保険料が増額になったという方については、特別な不満、怒りを持たれているのではないかと思います。

政府は、北海道の場合、約8割というような数字も出してありますが、それはいわゆるモデル例に基づく試算であり、実態とかけ離れているという話も聞きます。連合として4か月を経た今、前医療保険よりも保険料が増額になった方の人数や割合、またその調査方法はどんな調査方法で行われたのかについて伺います。

最後ですが、中橋議員の質疑で、今後の改正あるいは見直し、また廃止に向けての世論にこたえて、連合としてどのようなことを政府に求めていくのかという質疑に対して、連合長の答弁では、持続可能な制度として実施されたと。社会情勢を見ながら市町村と連携し、見直しに向けて要望などを届け、万全を期したいという答弁をされました。

ただ、これを発展的にとらえて質疑をしたいのですが、既に6月12日の段階で、政府の来年度に向けての改正の骨子はもう固まっているわけです。財源についてだとか約50パーセントということについては、今後の課題も挙げられています。しかし、果たして6月12日に出されたあの骨子で、十分な見直しというふうに思われているのかどうか。例えば年金天引きについても180万円未満の年金額など限定されたもので、しかも納付書をもって納付書で払うか、それとも口座振替にするかと、そういった選択制も与えられないというのが今の政府の姿勢です。

こういったことについても、市町村の意見、道民の意見を聴きながら、政府に更なる改正を求めていくお考えについて伺います。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） まず、歳出に関する御質疑のうち、時間外労働と事務スケジュールとの関連に関する事、来年度からの制度変更に向けた作業に関する御質疑、それから歳入に関する御質疑につきましては、私のほうから御答弁をさせていただきます。ほかの部分につきましては、次長から答えさせていただきます。

まず、国の制度改正による事務スケジュールに関する御質問でございます。御質問のとおり私ども事務局にとりましても、それから市町村にとりましても、極めて厳しい、大変厳しいスケジュールになっているところでございます。しかしながら、今回の特別対策の柱でございます低所得者に対する負担軽減対策、これは本広域連合の議会からも意見書として出されたものでございます。こうした観点から考えますと、やはり私どもとしては実施はできるだけ急ぎたいというふうに認識をしております、厳しい状況ではございますけれども、改善策の実施に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、来年度の制度改正に向けた国の決定時期についてでございます。周知期間等を考えますと、政府決定につきましては早ければ早いほど私どもとしては有り難いわけでございますが、少なくとも来年度予算にかかわる部分でもございますので、遅くとも当広域連合の予算編成を始める秋口までには、国において決定をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、後期高齢者医療制度の導入前後における保険料の比較ということについての御質問でございます。

制度加入前の保険料あるいは保険税に関するデータにつきましては、残念ながら広域連合で把握する仕組みとなっておりません。したがって、前年度の公的医療保険料と比べ増額になった方あるいは減額になった方の額及び人数、そういったことを把握することは大変困難でございます。国におきましては、都道府県を通じまして、国民健康保険であった被保険者に関して、世帯構成及び収入区分による12のモデルというモデル世帯を設定して比較をしておりますけれども、飽くまで統計的な傾向を把握するという調査でございましたので、北海道庁の国民健康保険課におきまして、これを踏まえた更に詳細な調査は行わせていただいているところでございます。

この北海道が独自に行った調査は、国民健康保険の世帯であった2,916件の抽出調査を行ったものでございまして、国同様の12のモデル世帯につきまして、各市町村の平成19年度の国保料率に当てはめた金額を私どもの保険料と比較をし、各モデル世帯の保険料の変化を推計したというふうに聞いているところでございます。

この調査結果を申し上げますと、道内の状況につきましては、全体では7割のモデル世帯で保険料負担が減少する傾向にあるということになってございます。基礎年金のみの受給している世帯では、すべての世帯類型において保険料が減少する市町村の割合が高いということになっております。特に単身世帯におきましては、ほぼすべての市町村で保険料が減少するというところとなっております。

これに対しまして、高所得世帯と申しますか、だんな様の年金収入が400万円以上のような所得の高い世帯におきましては、基礎年金のみを受給している世帯に比べまして、保険料が減少する市町村の割合は低いという結果になっているところでございます。

ただ、広域連合といたしまして、このような北海道が行った調査を更に全被保険者に拡大して行うという、いわゆる全数調査を私どもとして行うということは、実際に携わっていただきます市町村を含めた各公的医療保険者にとりまして、極めて膨大な事務負担になってしまうということが見込まれますので、現実には難しいのではないかと考えているところでございます。

それから、今回の国の特別対策を踏まえて、国にどのような要望をしていくかというようなことをごさいます。連合長から申し上げましたとおり、制度の安定的な運営を図るというためには、被保険者を始めとする国民の理解と協力、これが絶対に必要だというふうを考えているところをごさいます。そのために不断に制度の見直しを行いまして、改めるべきものはきちんと見直しを求めていくという態度が私どもにも求められているというふうに思っております。

したがいまして、今回、国の特別対策で検討課題となっているいろいろな事項も含め、それ以外の部分につきましても、私どもとして市町村あるいは私どもに設置しております附属機関でございます運営協議会、そういったところの御意見も頂きながら、国に対して必要な要請をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 続いて、総務担当次長。

○事務局次長（齋藤昇） 時間外勤務手当の実績などにつきましては、私から御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の時間外勤務手当の実績についてであります。支給対象である事務局職員36名の4月から6月までの支給総額は1,294万1,892円、時間数は5,782時間です。月平均支給額といたしましては431万3,964円、時間数として1,927時間となっております。これまで3か月の一人当たり平均金額及び時間数といたしましては、11万9,832円で54時間となっております。

また、一人当たりの月の最高時間数でございますが、制度施行当初における市町村や被保険者などからの問い合わせの対応が予想を大幅に上回ったことに加えまして、仮徴収額の決定時における誤徴収及び誤賦課等にかかわるシステムの検証作業、あるいは頻繁に行われますシステムの小規模な変更に伴う安定運用のための確認など、当初の想定を大きく上回る業務量が発生していたことから、248時間となっている状況でございます。

次に、7月以降の時間外勤務についてであります。先ほど申し上げましたとおり、補正前の6月までの実績は一人当たり月平均で54時間となっております。今回の補正予算では、特別対策の実施に伴う変更賦課や減免業務の増加が見込まれるため、7月から9月については実績と同程度の50時間、10月以降はこうした見直し業務が落ちつくと思込まれますことから、当初予算時の時間数でございます25時間を基に時間外手当といたしまして、一般会計に90万9,000円、医療会計に1,613万1,000円を計上しているところでございます。

次に、時間外勤務手当は今回の補正で足りるのかという御質疑についてでございますが、今回の補正は、現段階で見込まれる事務量に応じて計上したものであり、今後の見込みにつきましても、国の関係する法令・通知等が示される時期など国の動向にも左右されますことから、仮に不足が生じる場合には、必要な経費について補正等を含めて適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務の実態についてであります。時間外勤務につきましては事前命令や実績確認の徹底を図っており、議員御指摘のいわゆるサービス残業について、私ども事務局ではこうした実態はないものと認識をしております。

次に、管理職の時間外勤務実態についてであります。議会用務や休日における電話相談等の対応、あるいは各種団体等の行う説明会への参加など、相当の時間外及び休日勤務は生じているところではございますが、管理職としてなすべき総括的業務の範囲内として考えております。

なお、管理職の時間外手当につきましては、手当の支給対象ではないということから、その時間数等の具体的数値は把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 それではまず、時間外手当の関連についてですが、タイムカードがないということで道民には非常に分かりづらいと。これはいわゆる公金でありますので、どのようにそういった透明性やきちっと時間を反映させると、やった時間と支払う金額、その時間外をどのように管理をするかとかいうか、計るというか、話合いだとか事前の打合せというようなことで、そういった時間を計るということが少し分かりづらいのですね。この点について、これだけ多い残業時間になっていますので、お伺いをいたします。

また、最高で1か月248時間。頂いた資料では3か月で4、5、6、これで657時間とか718時間とか、1か月平均で230時間とかいうふうになっているわけで、この方たちというのは年度前から同じような状況が続いていると。また7月からも続くと。もう既に半年間毎月200時間以上も残業をしているという、どういった職種でこういったことが起きているのか。これを労働者の健康の点でどのように考えるのか。また、職員数が足りないのであれば、職員定員を増やす条例を検討するか、あるいは嘱託職員、臨時職員での対応とか、やっぱりこの200時間以上が半年1年続くというのは異常としか私は思えないのですが、連合長はこれが続くということについて適正な範囲なのか、どのように把握をされているのか、条例改正についてもお考えを伺いたしたいと思います。

次に、管理職については把握をしていないということですから、なぜ把握をしないのか、その辺もよく分からないのですね。ここまでの実態が起きていれば、管理職はもっとお仕事をされている方がいらっしゃるのではないかと。やはり時間外手当払わないのだから把握しないということではなくて、やはりここまでの状況の中で一生懸命やられているわけで、やはり連合としてきちっと把握をしていくということについてのお考えを伺います。

制度前後による保険料負担の問題です。道の試算で7割が前医療保険制度よりも減少している。この中に先ほど御答弁のあった被扶養者6万4,873人は含まれているのかどうかについて、まずお伺いをしたいと思います。

また、逆に言えば3割の方が増額しているということですから、この実態をどのように評価をするのか。減ったほうが多いのだからいいのではないかというふうに考えるのか、保険制度が変わる中で、変わっただけで3割の方が増額するということは問題だというふうに考えるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、答弁は自席でさせていただきます。

時間外勤務の何と申しますか、管理方法ということでございますが、これは多くの北海道内の市町村そうだと思いますが、時間外勤務命令確認簿という帳票をもちまして本人の申告に基づき、事前に命令権者、上司のほうに申告をして決裁をいただきまして、残業をして、一般的にはその翌日、その残業時間の申告をして確認を受けていくというような形で管理はさせていただいているところでございます。

それから、この248時間、確かに通常私どもとしては考えられない時間というふうに考えております。道内から28の市町村から派遣をさせていただいている貴重な人材でございますので、健康管理には私どもとしても特に気を配っていきたいというふうには思っておりますけれども、昨年来の一連の制度見直しで業務が大幅に増加をしておりますことから、対応はなかなか難しい、苦慮をしているところでございます。

この248時間を含めた一番多いこういった職種かということについてでございますが、やはりシステムの関係の職員の時間外というのが非常に多くなっているところでございます。

職員の増員についてのお話でございましたが、昨年来のこの一連の制度見直しに伴います、ある意味緊急的あるいは臨時的な対応ということでございますので、こういった状況が解消されれば、現行の職員定数で適正な業務執行というのは可能だというふうに私どもは考えているところでございます。

実は私どもだけではなく、北海道内の市町村、特に関係部署はもっともっと大変な業務量の中で仕事をしているところでございまして、そういったぎりぎりの職員数でやっている市町村に対して、今以上の派遣を求めるとするのは、なかなか私どもとしては難しいかなというふうに考えているところでございます。

それから、管理職につきましては、私どもも休日等にいろいろと説明会に来て説明をしてくれというような御依頼が非常に多くなっているところでございまして、そういった場合、管理職が中心に行って説明をしたりしているところではございますが、平日の時間外につきましても支給手当の対象でないということから、これまで特にそういった何時間出ているとか残っているというような把握はしているところではございません。今後につきましては、少し傾向は見たいとは思いますが、どちらかといいますと、それよりは仕事のほうを優先をしたいということで、個々の時間数をそれぞれ把握をするというようなことは、今のところは考えているところではございません。

それから、保険料の比較という観点でございますが、先ほども申し上げました北海道庁の調査、これは市町村の国民健康保険に限る比較でございますので、当然のことでございますが被用者保険の被扶養者、あるいは被用者保険の本人の方、あるいは共済の方、被用者保険の方、それから国民健康保険組合の方、そういった方々は含まれていないものでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） いいですか。

清水議員。

○清水雅人議員 事務局長の御答弁は、自分たちの健康よりも仕事を優先させたいと、あるいは国の施策もいずれ安定するだろうと。そういう中での善意の御答弁というふうを受け取られるのですが、しかし100時間超す労働時間で、仮に障がいがあるいは病気になったりすれば、これは当然労災の対象になるわけで、そういった御答弁では、やはり連合の事務局長としてはそれだけでは済まないと、善意だけでは済まないと。

ですから、やはり国に対してこういった実態があるのだということもきちっと数字を示して、人的支援あるいは人件費に対する支援増というのが必要だというふうに思うのですが、そこでお伺いしたいのですが、今回の補正ではいわゆる委託費の減が1,704万円あると。これに対して時間外手当増が1,613万円だと。これで大体相殺されるのだということなのですが、今回の財源としては特別調整交付金23億7,200万円は、これすべて保険料軽減、そして広報にかかわるものだというふうに思うのですね。これ以外の人件費については財源措置がされていないというふうに考えますが、この1,613万円の財源は一体何なのか。これが仮に市町村負担金等であれば、これはやはり大問題だと。今後は国からの特別調整交付金に当然組み込んでいってしかるべきものだと、国に求めていくべきものだというふうに考えますが、お考えを伺います。

最後に、先ほどの国に今後求めていく姿勢についてはよく理解をいたしました。しかし、問題はどれだけ抜本的なものを求めていくのかということ、市町村あるいは被保険者、道民あるいは識者の方々から、先ほどは運営協議会や市町村ということでは言われましたが、改善に向けた意見の吸い上げの方法も、これもやはり秋口には21年度からの対策を決定してほしいというふうに答弁されていまして、もう8月の半ばぐらいまでには連合としてもまとめていく必要があるだろうと、そういうふうに考えるのですが、具体的にどんなスケジュールで国に対して求めていく内容をまとめていくのか、これについて伺います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） まず、人件費の国に対する財源措置ということでございますが、お話のとおり人件費につきましては、今回事務局分もそうですし、市町村分もそうですございますが、今回の国の補助対象、いわゆる特別調整交付金の中には含まれてございません。事務局の人件費といいますのは、もともと市町村からの事務費負担金で賄うということが基本になっているところでございます。

ただ、今回につきまして臨時議会で補正をさせていただきましたが、新たに市町村に御負担をお願いする、負担金の増を求めるということは困難だろうということで、私どものほうの委託料の減をもってこれに充てさせていただくということで、市町村負担金の増は求めないという形にさせていただいたところでございます。

市町村負担金につきましては、もともと当初予算の段階から、国のほうで地方交付税の措置というものがされているところでございまして、したがって人件費につきまして、今回、国のほうで特別調整交付金の中で見るというのは、なかなか国としては難しかった

のかなというふうには思っているところでございます。しかし、いずれにしましても人件費がこれだけかさんでいるということから、私どもとしても大変不満には思っているところでございます。したがって、今後、機会をとらえまして実態もお伝えをしながら、国に対して適切な財政支援の要望はしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今後の要望のスケジュールでございましたが、実は年度前の段階では、今ぐらゐの段階で国に要望をしようということ、スケジュールを立てて行っていたわけですが、先行してこの特別対策をするということ、要望のほうの今の動きはちょっと今中断をせざるを得ない状態になっているところでございます。

市町村からの御意見、御要望というものは、いったんまとめさせていただいていますが、今後それを踏まえて運営協議会などに諮りまして決めていきたいと思っておりますが、今の段階では先行する特別対策のほうに力を入れてまいりたいと思っておりますので、要望については秋前までには何とかしたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから、議案第11号から議案第13号までに対する一括討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 ただいま議題となりました議案第11号及び第12号、13号に関する賛成討論を簡潔に行います。

今日の条例改正及び補正予算につきましては、政府・与党が打ち出しました高齢者医療の円滑化のための特別対策を実施するというものであります。平成20年度における低所得者にかかわる保険料軽減は、均等割では現状で7割軽減となっている方24万6,000人の保険料を8.5割に軽減する、総額では16億2,000万円の軽減となり、また所得割のほうでは4万9,000人の方の所得割総額、金額にして半分になるわけですから6億5,000万円を軽減するというものであります。

この軽減対策の内容について申し上げれば、先ほどの質疑の中でも取り上げさせていただきましたが、低所得者でありながらも適用外になるという、そういった実態があり、決して十分なものということとは言えないと考えます。今回の改正によって負担増から負担減になる割合は、北海道では、これは厚生労働省の点検結果で明らかにされているものであります。軽減になるのは全体にはわずか3パーセント増となるにすぎないということでもあります。一昨日の読売新聞の世論調査によると、後期高齢者医療制度について評価しないが53パーセントと過半数を大きく超えております。そして、今後における更なる見直しを行うべきが45パーセント、また廃止して制度を作るべきが42パーセントにもなっております。今回の見直しによっても、なお更なる改善を求め、廃止を含めた抜本的な見直しを求めている、これが今日の北海道民また国民の世論だと考えるところであります。

年収80万円から168万円の層では均等割の軽減が平成21年度は打ち切られること、2年後の保険料の改定では大幅な負担増が見込まれていることなど、今回の措置が余りにも部

分的な限定なものにすぎない、これは先ほどの世論調査の結果の中に表れているものと思います。

既に国会では参議院におきまして野党の廃止法案が議決されており、秋の臨時国会では衆議院での議決も期待されているところでもあります。これまでも現行法制度自身、これが高齢者だけを一つの保険に押し込めるといふ世界でも例のない差別医療制度であることを批判してまいりましたけれども、国民の願いにこたえて衆議院での可決を目指す取組など今後必要かと思えます。同時に今回の軽減につきましては、負担軽減そのものは十分ではないにしても、道民が求めていることを認識して賛成するものであります。

これら更に負担軽減を図り、制度の問題点を除去していく一歩になることを願って討論といたします。

終わります。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号及び議案第13号を一括採決します。

議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（畑瀬幸二） 本臨時会に付議されました案件は、すべて議了しました。

平成20年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午後2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 谷 口 徹

署名議員 中 橋 友 子